

「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」開催要綱

(目的)

第1条 近年、中山間地域等における給油取扱所においては、給油客の来客頻度が極端に低く、かつ従業員数の確保が難しい等の問題をかかえている現状があり、そういった過疎地域においては、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されている。

このような状況の中で、昨今、フルサービスの給油取扱所に危険物取扱者である従業員が常駐せず、来客時のみ、当該従業員が併設する店舗等から駆けつけて給油を行う運用形態が、過疎地対策の1つの方策として取り上げられたことを踏まえ、当該運用形態において想定される火災危険性に対する安全確保策のあり方について検討するものである。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 従業員が併設する店舗等から駆けつけて給油を行う運用形態に係る安全上の課題及びその対策に関する事項
- (2) 運用形態を踏まえた総合的な安全確保策の検証に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成27年6月23日から実施する。